

## 江東区立亀戸中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### ※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という共通認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA本部役員(保護者代表)、地域代表等による「亀戸中学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

### 【亀戸中学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間3回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。

- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。学校サポートチーム(いじめ防止対策委員会に外部関係機関(スクールソーシャルワーカー・児童相談所・警察等)を加えた組織)を設置し、学校は外部関係機関と連携し組織的対応を行う。
- (5) 学校はいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。
- (6) いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施する。

#### 学校いじめ対策委員会委員名簿

委員長	校長	三浦 秀樹
副委員長	副校長	東 紀宏
委員	生活指導主任	山本 拓
委員	教務主任	星野 和史
委員	1学年主任	伊藤 雅人
委員	2学年主任	渡部 陽祐
委員	3学年主任	板垣 勝洋
委員	6組主任	安川 智美
委員	教育相談担当・養護教諭	菅井 由利子
委員	スクールカウンセラー	堀口 静佳
委員	スクールカウンセラー	関口 幸男
保護者代表	PTA本部	平賀 和也
地域代表	亀戸9丁目町会会長	岸 稲尾
地域代表	亀戸7丁目南部町会会長	加藤 忠

### 3 いじめの未然防止の取組

#### (1) わかる授業づくり

生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

##### 【具体的な取組内容】

- ・「こうとう学びスタンダード」の実践を通して、授業規律及び基礎・基本の指導の徹底を図る。
- ・生徒による授業アンケート(年1回)を実施して、すべての生徒が参加・活躍できる授業、わかる授業の工夫・改善を図る。
- ・公開授業・授業参観を実施して、アンケート等により授業改善を図る。
- ・校内研修会等における研究を通して、授業の質を高める。

#### (2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

##### 【具体的な取組内容】

- ・道徳授業地区公開講座を実施するとともに、生徒の心の教育について、保護者や地域の方と意見交換会を行い、道徳教育の充実を図る。

- ・全ての学級で、いじめの防止に関する道徳授業を行い、全ての生徒が、いじめについて深く考える機会とする。
- ・セーフティ教室等を通じて、判断力や心構えを身に付けるモラル教育を行う。

### (3) 体験活動の充実

他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

#### 【具体的な取組内容】

- ・「校外学習・アンプティサッカー体験(1年)」、「移動教室・職場体験(3日間)・音楽鑑賞教室(2年)」、「修学旅行(3年)」、「地域ボランティア体験(全学年:有志)」を通して体験活動を実施し、自己肯定感を高め、豊かな感性を育み、健全な心の成長を促す。

### (4) 学級経営の充実

学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする機会を取り入れ、生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

#### 【具体的な取組内容】

- ・人権教育を実施して、自他の存在を等しく認めて互いの人格を尊重する態度や相手を思いやる心などを、各学年に応じて育む。
- ・学級活動を通して、生徒一人一人が役割を持って学級運営に携わり、主体的に自治活動が展開できる能力を育てる。

### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

#### 【具体的な取組内容】

- ・警察や専門家と連携して、セーフティ教室(公開講座)等を実施し、最新の対応方法、判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行う。
- ・区による学校非公式サイト等の検索・監視結果等を受け、現状の実態を把握し、学年、学級、個に応じた情報モラル教育を行う。
- ・保護者会やPTA活動、青少年非行化防止ミニ集会等を活用し、保護者への意識付けと啓発を行い、保護者と連携した情報モラル教育を進める。
- ・SNS学校ルールと家庭ルール作りの指導。アンケートの実施。
- ・生徒に配布されたタブレットの利用上のモラル向上につながる指導を行う。

### (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進

生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校生徒に対して繰り返し指導を行う。

#### 【具体的な取組内容】

- ・DVD を活用した授業を実施する。
- ・全校朝礼や学年集会等で講話を実施する。

### (7) いじめ防止に関する研修の実施

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

#### 【具体的な取組内容】

- ・いじめ防止に関する基本的事項の理解をはじめとした校内研修を実施し、現状における生徒の理解を深め、教職員による共通理解を通して、いじめ防止へ向けた教職員の資質向上を図る。

### 4 いじめの早期発見のための取組

#### (1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、年間3回、生徒に対するアンケート調査を実施する。

#### 【具体的な取組内容】

- ・ふれあい月間(6月、11月、2月)の時期に、いじめの早期発見に繋げるためのアンケート調査を生徒に実施する。
- ・アンケート調査の結果から、いじめの兆候に関わる内容については、別途個別面談等を実施し、早期対応を行う。
- ・調査結果から把握できた内容について、全教職員により共通理解を図り、いじめの未然防止や早期解決を行う。

#### (2) 教育相談の実施

定期的な教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。

#### 【具体的な取組内容】

- ・いじめの早期発見に向け、スクールカウンセラーによる全員面談(1年生)を実施する。
- ・スクールカウンセラーによる相談日(毎週月曜日・木曜日)を設定し、周知する。
- ・三者面談期間(年2回)を設定し、全ての生徒に対して面談を実施する。
- ・生徒や保護者が安心して相談できるよう、教育相談機関等を広く周知する。

#### (3) 個人面談、家庭訪問・連絡等の活用

生徒及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

#### 【具体的な取組内容】

- ・休み時間等を介した生徒との毎日の会話や家庭連絡(訪問)等を通して、生徒個々の状況を把握するとともに、いじめの兆候を見逃さず、生徒の相談に応じる機会を直ちに設定するなど、いじめの早期発見、早期対応を図る。

### 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消(※)を目指す。  
(※)①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月を目安)。  
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより生徒が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき、調査し、対応する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ③ 学校は、重大事態が発生した場合、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。